

令和8年度インバウンドDX推進事業に係る調達業務に関する プロポーザル実施要領

本事業では、本県加賀地域及び能登地域への誘客強化を図るため、外国人観光客の人流データを分析可能なサービスを導入し、効率的な誘客施策の実行に活用することを目的とし、「令和8年度インバウンドDX推進事業」に係る調達業務において、プロポーザル参加事業者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度インバウンドDX推進事業に係る調達業務

(2) 業務内容

インバウンド人流データ分析サービスの提供
詳細は、別添「仕様書（案）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 契約上限額

2,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルへの参加条件

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、次の要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 石川県競争入札参加者資格（物品等）に、令和8年7月15日（水）時点で登録されている者であること。

〈石川県競争入札参加者資格（物品等）に登録されていない方〉

※石川県競争入札参加者資格（物品等）の申請方法

「平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）」に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者でない場合は、下記HPを確認の上、令和8年6月30日（火）までに、競争入札参加者資格申請手続きを済ませ、7月15日（水）までに競争入札参加資格者名簿への登録を受けておくこと。

【令和8・9年度における競争入札参加者資格審査申請（随時受付）】

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/shikaku/shikaku8-9_buppin3.html

【申請先】石川県総務部管財課用度グループ TEL (076)225-1262

- (2) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、石川県競争入札参加資格の停止期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 類似業務の実績が過去5年以内にあり、確実に業務を履行できる者であること。

4 選考の流れ

項目	期限
① 実施要領等の公表	令和8年6月22日(月)
② 質問の受付	令和8年6月29日(月)正午まで
③ 参加申込書の受付	令和8年7月3日(金)正午まで
④ 企画提案書の受付	令和8年7月13日(月)正午まで
⑤ 書面審査及び結果の通知	令和8年7月下旬[予定]

5 説明会の開催、質問の受付及び回答

(1) 説明会の開催

説明会は開催しない。

(2) 質問票の提出方法

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問票(様式1)に内容を記入の上、以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名「【質問票提出】令和8年度インバウンドDX推進事業に係る調達業務」とすること。なお、面接又は電話での質問には応じない。

【宛先】石川県文化観光スポーツ部国際観光課 企画推進グループ宛
k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 質問票の受付期限

令和8年6月29日(月)正午まで

(4) 回答方法

電子メールの受信後、石川県国際観光課から受信確認のメールを送付し、追って回答のメールを送付する。なお、評価基準の配点に関する内容や、他の応募者に関する内容等の質問については受け付けない。

(5) 質問回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、石川県ホームページ内の以下のページにて公開する。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/2026dx.html>

6 参加申込書の受付

(1) 提出書類(以下2点[ア、イ])

ア 参加申込書(様式2)

イ 会社概要及び業務実績(様式3)

(2) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【参加申込書提出】令和8年度インバウンドDX推進事業に係る調達業務」とすること。

【宛先】石川県国際観光課 企画推進グループ宛
k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年7月3日（金）正午まで

(4) 備考

電子メールの受信後、石川県国際観光課から受信確認のメールを送付する。

7 企画提案書の作成

企画提案書は1者につき1案のみとし、以下の要領により作成すること。

(1) 形式

- ・サイズ：A4（縦）
- ・頁数：20頁以内（表紙含む） ※指定頁数を超える部分は審査対象外とする。
- ・文字：本文11ポイント以上（図や表など挿入資料の文字は除く）

(2) 業務実施内容

- ・別紙「仕様書（案）」に基づいた企画案とすること。仕様書によらない企画案も受け付ける。但し、仕様書の項目のうち、企画案に含めないものがある場合は、その理由を記入すること。

(3) 企画提案内容

- ・以下の項目を盛り込んだ企画提案書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）

(i) 企画提案者の概要

(ii) 企画提案内容

①構成

②利用可能なアカウント数、同時接続数

③データソース

- ・データソースの種類及び概要
- ・利用者属性の偏りの有無及びその補正方法
- ・母集団との整合性（基準とする統計及び整合方法）

④データ精度

- ・メッシュサイズ（最小単位）
- ・年間サンプル数又は捕捉率
- ・外国人旅行者の判定方法
- ・更新頻度及び反映遅延
- ・遡及可能年数

⑤分析機能

- ・分析対象の範囲及び単位、任意スポットの登録可否
- ・分析可能な内容
- ・分析結果の表示方法

⑥個人情報への配慮

⑦サポート実施体制

⑧外部提供の可否および条件

⑨分析・活用方法の提案

- ・本県における庁内での活用方法（観光施策の企画立案、効果検証等）

- ・市町、DMO 等との連携に向けた活用方法（施策の方向性を揃えるために効果的な共有内容及び共有手法等）

(4) 参考見積

- ・経費の見積には、提案内容に係る全ての費用を含むこと。（ただし、仕様書案で費用に含まない旨の記載があるものは除く。）

(5) その他

- ・企画書には提案者が特定できるもの（社名・個人名等）を一切記載しないこと。
※「企画書の表記等で提案者が特定できないようにし、公正な審査が行える環境を整える」という、本注意事項の趣旨を踏まえ、企画書を作成すること。

8 企画提案書の受付

(1) 提出書類（以下2点 [ア、イ]）

- ア 企画提案書の提出について（様式4）
- イ 企画提案書（様式任意。ただし「7 企画提案書の作成」の内容を条件とする。）

(2) 提出形式

- ・「8（1）提出書類」の「ア、イ」2点について、以下のとおり、「電子データ」にて提出すること。

- ア 企画提案書の提出について（様式4）
- イ 企画提案書

〔内訳：（i）提案者名の記載があるもの
（ii）提案者名の記載がないもの〕

※データ量は原則10MB以内に収めること。

10MBを超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

(3) 提出方法

- ・以下の宛先に提出すること。

（宛先）石川県国際観光課 企画推進グループ宛

k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp（TEL 076-225-1124）

提出の際は、件名を「【企画提案書提出】令和8年度インバウンドDX推進事業に係る調達業務」とすること。

(4) 受付期限

令和8年7月13日（月）正午まで

(5) 留意事項

- ア 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、プロポーザル参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。
- イ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
- ウ 提出期限後の、プロポーザル関係書類の再提出及び差替は、一切認めない。
- エ 石川県国際観光課から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

9 審査方法

(1) プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

(2) 書面審査

ア 審査方法

審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書、企画提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。

イ 審査基準

審査項目	評価基準	配点
1. 提供されるサービス	(1) データ取得手段の妥当性かどうか。 (2) 提供されるデータの信頼性かどうか。 (3) 提供されるデータの精度や分析機能の要件は事業主体の要請する仕様を満たしているか。 (4) 提供されるサービスが人流データの分析ツールとして活用しやすいものとなっているか。	各5点
2. 活用手法の提案内容	(1) 事業目的を的確に把握したうえで、分析・活用方法を提案しているか。 (2) 提案された分析・活用方法に具体施策への活用が見込まれるか。	各5点
3. サポート体制	(1) 本県が人流データを導入し、利活用していくために必要かつ適切なサポート体制が十分であるか。	各5点
4. 金額	(1) 事業の目的や趣旨、提案内容に則した適切な金額であるか。	各5点

(3) その他の事項

ア 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、契約の相手方として選定する。

イ 審査結果については別途通知するが、審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

ウ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10 企画提案書の審査結果及び採否、契約の締結等

(1) 企画提案書の審査結果及び採否、通知

企画提案書の採否及び通知については、企画提案書の提出期限の日から概ね1～2週間以内に応募者全員に対し文書により通知する。

(2) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と石川県が協議し、契約に係る仕様を確定した上で石川県と契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案のあった内容を基本とする。

(3) 契約金額の確定

契約金額は、(2)により確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

(4) その他

契約候補者と石川県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

石川県情報公開条例に基づき、公開請求のあった公文書については、不開示情報を除き、公開を行う。